

秋田市告示第240号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年7月17日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
合同会社 いこい	訪問介護ス テーション 合同会社い こい	秋田市広面字家 ノ下98番地3 レストハウス51 B	令和6年7月14日	訪問介護